

ハ規定したレハあり、又、所屬所得者が、このレハも他の住宅に入れず、引当、統一
所屬住宅に入居する場合には、その使用若に對シテ、四割の新増家賃賦課使用
料を、ただ、この規定が現行条例にあるのと同じです。翻テ、現在所屬住宅
の使用料は、月最低二千円から最高五千円の種類に、おかれ、そのレハあり、また
が、ただ、その説明申し上げましたように、入居後使用者の基準をオーバーした
場合、おれ、たし努力義務があるとか、新増家賃等があるのと同じです、が、その
反対の場合、使用者の失職、その他、などを得ず、理由によらず、現に使用する住宅の
使用料が、過重にならず、たし、に、け、も、つ、て、受、に、住宅に転居する道が、現在の条例によ
り、おれ、い、ない、の、レハあり、また、レハ、今、国、地の、市、町、村、へ、受、施、し、レ、あり、また、公、營、住宅
使用条例等も、参考にして、たし、また、レハ、今後、二、三、の、場合、には、所屬住宅の変更を、所
長が許可する、が、そのように、す、べ、き、や、あ、か、と、考、え、ま、す、レハ、本、案、を、提出、した、次、第、二、の、案
です。町長が、所屬住宅の変更が、そのレハ、範圍を、三、に、つ、に、する、お、か、の、レ、二、三、の、い
ます。所屬住宅使用者の失職、その他、などを得ず、理由により、現に使用する住
宅。

宅の使用料が、過重になる、が、そのレハ、前項の、け、が、特別の事情がある、と、決、の、た、時、と
申し、また、その、今、後、使用者の、所、持、資、の、数、の、増、減、と、か、ん、け、公、共、上、あ、か、い、け、教育、上、の、理
由、等、によ、り、移、転、の、申、し、出、が、使用者、から、あ、か、も、知、れ、ない、と、り、三、を、想、定、し、た、し、ま
す、レハ、お、か、の、規定を、改、め、よう、と、す、の、お、か、い、や、ま、す、レハ、事情の、許、す、範圍、内、に
お、か、ま、す、レハ、二、の、問題、に、對、し、レハ、も、本、案、則、案、を、可、決、した、だ、き、ま、す、の、お、か、い、や、ま、す、レハ、い
ま、だ、い、と、考、え、る、お、か、が、次、第、二、の、案、です。よろしく、御、審、議、い、た、だ、き、ま、す、レハ、本、案
通り、御、可、決、あら、ん、と、を、お、願、い、申、し、上、げ、ま、す。

一、議長(高橋千春)三、お、か、より、質疑、を行、います。

(異議、なし、と、考、え、る、者、あり)

一、議長(高橋千春)三、お、か、より、質疑、を、終、結、し、た、し、ま、す。

一、議長(高橋千春)お、か、い、り、し、た、し、ま、す。議案、お、か、十、八、号、け、原、案、値、り、決、す、の、に、御、異

議、あり、と、考、え、る、者、あり。

(異議、なし、と、考、え、る、者、あり)

議長(高橋千春)國史紙字と認めます。予予議案が十八号で衆議院に可決した
しやした。

一 議長(高橋千蒼)日程第八、東京都消防団員等災害補償組合の共同処理する事務の変更及び東京都消防団員等災害補償組合規約の変更について議案
第九号を議題に供します。事務局をしい議案の研議をいたします。

一、議令事務局(狀)正次郎朗読

一 議長(高橋) 予有理事者、この提案理由の説明を求めず。

一 助役(篠崎俊夫)議案第百十九号東京都消防団員等災害補償組合の共同
処理する事務の変更及び規約の変更について即説明申し上げます。東京都消防
団員等災害補償組合に申しますのは、消防団員の方から消防事務者が
公務によらずに死又はけがを負傷したりある、けが病氣にかつた場合にその損害を補償
するに於ける事務を協同処理することを目的として都下の各市町村の組織
によりあります地方自治法上の一部事務組合の二つ、です。過日消防組織法が改

正があり、又災害対策基本法との新しい法律が制定されました。その新しい新事態に
対応してこの機会に一部事務組合やあか市町村消防団員等災害補償組合イ
カッあります仕事を単に又災害被害者の災害補償事務だけなく洪水とか
火の他、いろいろな災害があった場合迅速措置の仕事に従事したものに対する
災害補償事務もこの組合で一緒に仕事をする（き）あるというところから関係
お母村の協議を経たレイ本案を提出したというわけです。新しくふ
えり事務はオシ条にうたえい、わち一項二項は今オムヤウありおしたか
三項四項がふえりわけあります。これは関係市町村の議会の議決を得る
決めるというコンビありますので、福生町におさすレイも東栗通り町議決を
いただかないと困るわけがありますレイ即可決あらんことをお願い申し上げま
す。この前消防組織法の改正があったのでもございます。がその内容について即
答者オムに「言ふべしおきた」と思いますが改正の消防組織法は市街地
をもつお母村の常設消防態勢を確立いたしますために新例である市街

選挙管理委員より農業委員関係は五年以上在職された方と規定され、あります。本年は議員さんの改選等の事情もござい、それへ非常に多く別表に決のられ、あります。まずように合計七名の方を日給公務者として教範としたら八名、表執審査委員会との認可を経て本業を提出した次第でございます。日給公務者は現在三十九名おります。そのうち本業の七名を加えますると四十六名になります。三十一一名即説明申し上げておかげなす、石川常太郎さん場合御成知のように九月三十日をもち一任期満了になります。平常の場合だと九月一日現在の調査によります。記念日もある十月一日に表執する二名になります。おかげなす前日に石川常太郎さんは教育委員をためになすの、あります。かきかく表執申し上げますために本年にあつた方も、やはり他の方と同じように表執申し上げたのが適当ではないかと、り表執審査委員会の御決定をいたさ、それ三十九名さんをおえ、あつたわけ、あります。それから岡田群平さんの場合、この農業委員をどうあり、それ、今日二十八年十月十七日に欠失によりおられたの

[illegible]

一、議長(高橋千登)より質疑を行ふ

一土番(大久保一即) 但、才助彼方の御説明があり才したか、今因生迄改悪ヤコニーを作りに、
へも、うしろと田村建教さんからの指導に援助さんあり才すか、その関係はどのようになる
ありますか。

けれども、シシの方があるわけ、お説のように、この議会、即ち成瀬五郎、ただ、この
 の同じ、すから、来方十月一日に表新申し上げることを、人々異論あり、せんが、議会の
 の議員の御意見により、決の、ただ、お中措置の方、何人、か、お決した、と思、す、す
 一議長(高橋千春)休題前に、お決、お中措置の方、何人、か、お決した、と思、す、す
 分、休題、いたします。

休題、午前十一時二十分

開議、午前十一時三十分

一議長(高橋千春)休題前に、お決、お中措置の方、何人、か、お決した、と思、す、す
 保議員の発言に、お決、お中措置の方、何人、か、お決した、と思、す、す

一町長(瀬古清蔵)ただ、お中措置の方、何人、か、お決した、と思、す、す
 お、お中措置の方、何人、か、お決した、と思、す、す
 新、お中措置の方、何人、か、お決した、と思、す、す
 十二名の方、お中措置の方、何人、か、お決した、と思、す、す



一校長(新井)お決、お中措置の方、何人、か、お決した、と思、す、す
 お、お中措置の方、何人、か、お決した、と思、す、す
 新、お中措置の方、何人、か、お決した、と思、す、す
 十二名の方、お中措置の方、何人、か、お決した、と思、す、す

ま、いゝおりました。女が大伴協カレイもうえろと二つにあるわけがあります。
ナウ、う面でもバビルは表紙申し上げたいから感謝申し上げます。と考えてあるわけ
ありオレイ。その矢も審査委員会にソレを十分即審議したのだわけがあり
オレイ全部揃ふから表紙するところ結論がオレイ双年度にもあてられたとい
うわけがあります。ナウ、コレでゴザイオレイ大久保議員のあれでめるこ
とも御もつてもあります。ナウ、これですけれどもこの方の操作より、コレと
今の段階にあるわけがあります。以上のような理由であります。すなわち議会に
おいて御同意いただいたい表紙するところコレでございます。ナウ、愛情にありす
ことを御承知くださいませ。オレイ御提案申し上げた線が御決定されたと思ひます。
(大久保一郎) こういう関係について現在まだ努力されてきたことへの努力には感謝いた
します。オレイオラならぬ十月一日ころのことがスガカラです。かう一級表紙者について
も関連する問題です。なかにお願ひしたい、こういう関係について何かと支障があ
りかと思へます。オレイオラ、これだ、と思ひますが今後バブルが限り

ニウしたニとのない、よりに往意レニぬらと関連レイヤス、スもウ、たい。五百万と
 いう多額の金額にあへも十万円以上と、ウニになスあります。が、ウレした大々印
 米りの席上、下表載するニとがよか、ありと悉クオレイ申レ上げたのイあります。が、
 今後、ウ、ウニとのない、よりにあ願、いたします。

一、鐵長（新橋）
「ほかに質疑はありませぬ。」

異議なしと仰ふ者あり

一議長(高橋不春)ニハ「質疑」ヲ終結シテマシタ。

一 議長(高橋)不参。功なり、
 議案十九号は採決通り決す
 方に同意

議ありせんや。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長高橋平吉 御褒誡を以て認めます。又、議案第九十号中原榮植より附議、

たし
たし
たし
たし

一議長(高橋平春)日程才十次の歸結にツキ水道関係。議案才九土号を議題に依

しす。事務局をレイ議案の朗読をいたさす。

一、議事事務局 正次郎 朗詠

議長(高橋千春)理事者より提案理由の説明を求めます。

一 助役(川窪金吉)議案第百五号契約締結について説明申し上げます。本件は、
 1. 水源地の水をセーター購入の件について、
 2. 熊川地区の五ノ橋の上で都営住宅の地側に今回さく果したものの下ありまし
 3. 一、三ノにグワイカー水の中をセーターを取り付けたい、という三ノにグワイ、
 4. れにつくまレイウ、
 5. 非常に成績がよく、日千八百トンから三千トンというふうな水が試験の結果あ
 6. かり、今また作り出したヤ、
 7. イノの方から特許権をもつ、
 8. 日本で作つて、
 9. 一水でセーターが、
 10. 一水でセーターが、

福生町議会

オレイ一日の故障もなくタイあり又専売特許等の関係もござ、オレイニみに類するものも三あるわけがあります。が二のブワイが式にフイバ、クワした特許権を要し
てあります。その代価契約をした、というわけはございます。非常に今オレの成績も良い、というのと価格も百二十五万と、お見積りを作り出したが二の位で妥当
ではないかと存ずるわけがあります。其の揚程は十二メートルと、そのもの一あります。
シロ出力が三十五キロワット五十馬力になります。回転数は三千八百個分あり、
試験の運転やあるとか遠方操作の装置とかその他いろいろを含め、百二十五万
という金額であるわけがあります。それを譲り出した日本とく果さんと契約締結
した、というわけがあります。より早く御可決あらんことをお願いいたします。

一、張長(高橋)子卷ニルより質疑を行、才才

異議なしとす。有。あり。

一議長(高橋平春)ニハハ質疑を終結シテマシ。

一、議長(高橋千春)挨拶、カリシテナシ。議案第91号付原案通り決す。右に御異議あり。

すべし。

(異議なしと仰る所あり)

一議長(高橋千春) 即異議なしと認めます。よき議案第九十一号は原案通り可決いたします。

一議長(高橋千春) 日程第十一小中学校建設用地買収に因する協定書の同意方にフーイ議案第九十一号を議題に供します。事務局をレイ議案の朗読をいたします。

一議会事務局(秋正次郎朗読)

一議長(高橋千春) 理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役(川原金吉) 議案第九十一号小中学校建設用地買収に因する協定書の同意方にフーイ郎説明申し上げます。福生町加美平地区に区画整理にあたりまレイ今後人口の増加等を考ます時に小中学校の敷地を計画に入らなければならぬといふレイの買収地方レイ現在も考まうたつたのけ公社によりまレイの地造成を主眼としたまレイ地域の上地を買収レイあらわげでありますが、その上

地を分譲レイしたくといふレイ今も考まうたわげであります。が公社におきまレイ買収要員が十分でないといふレイの隙地も直轄も小中学校の敷地の買収をいたしたといふレイでございます。その買収に要しますところの資金の調達にフーイ公社と今日も考まうた協定を重なりあつたわけあります。がその結果とレイ本協定書の方法によつて用地買収をいたしたいと存じまレイミミに御提案申し上げた次第でございます。そのミミにフーイは全員協議会にあつてまレイもすべに内容を即説明申し上げてあらわげであります。がフーイの時にあつてまレイとミミがございすすのレイの内容を申し上げたいと存じます。その内容の一つとレイ金融機関から用地買収のために資金を借り受けらわげであります。がそれには公社から証明をいたさない金融機関から金を借りられにけミミを公社に売り渡すといふミミを記載したところの証明書を出レイ金を借りかといふミミでございます。次にミミすが土地買収後農地の転用許可をいたしレイその所有権を公社に移しレイその代金を公社から町に支払フーイただき、町け